

令和3年度第1回酒田市公文書等管理委員会 議事概要

- ・ 日 時／令和3年12月1日（水） 午後1時30分～午後2時56分
- ・ 場 所／本庁舎4階 庁議室
- ・ 出席者／委 員 相原委員、門松委員、田中委員、中山委員
事務局 竹越総務部長、齋藤総務課長、岩浪公文書等管理主幹、
荒木課長補佐、齋藤法制係長

1 委嘱状交付

2 開 会

3 あいさつ

4 委員長の選任及び職務代理者の指名

- 委員の互選により、田中委員が委員長に選出された。
- 田中委員長より、中山委員が職務代理者に指名された。

5 協 議

(1) 酒田市公文書等の管理に関する条例施行規則(案)及び酒田市文書管理規程(案)等について [諮問]

- 資料1、資料2-1～2-8、資料3、参考資料1及び参考資料2により事務局が説明し、質疑応答は次のとおり。

<質疑応答>

(中山委員)

条例の7条・9条、そして規程の48条・53条・54条、その関連でお尋ねするが、公文書ファイル管理簿については、規程の48条でインターネットでの公表となっており非常に分かりやすいが、条例の9条2項及び規程の54条で管理状況の報告と概要の公表、これがどういうイメージなのか。

(事務局)

公文書ファイル管理簿いわゆる目録については、タイトルに個人情報が含まれていれば隠した上でインターネットで公表する。概要については、その年にどのような文書を廃棄したかなど、全体的な当該年の文書の取扱い状況を説明するということを想定している。

(中山委員)

イメージとしては、本日の資料のような文章の形になるのか。

(事務局)

その通りである。

(田中委員長)

公文書ファイル管理簿は簿冊名になるのか。細かくはならないのか。

(事務局)

現行のファイリングシステムのファイル基準表と同じようなイメージである。簿冊よりは細分化されている。実際にファイル基準表と文書フォルダーがどのようなものかお見せする。

(相原委員)

これが今まではインターネットで公表されていないくて、来年の4月から公表していくということか。

(事務局)

令和4年度の文書からとなるので、公表するのは令和5年度に入ってからになる。

(中山委員)

条例の25条、施行規則の23条及び規程の50条に関わって、特定歴史公文書の廃棄についてだが、国の法律やガイドライン等を調べたところかなり厳しい廃棄基準となっていた。劣化が激しくて判読も修復も不可能だと、そういうもの以外は保存すべきとなっている。そういう理解で酒田市の場合もよろしいか。

(事務局)

その通りである。まだ国のような細かいガイドラインを策定していないが、今後そのような基準を整備していく。委員のおっしゃったように判読できないほど劣化した文書であったり、デジタルデータなどで何かの原因で読めなくなってしまったデジタル媒体などを想定している。基本的には無いと思うが、もし発生した場合は当委員会へ報告した上で廃棄することとなる。

(中山委員)

判読・修復が出来ないという現物は、実施機関が判断するのか。それとも委員会の場へ持ってきて判断するのか。

(事務局)

少なくともその画像をお見せするとか、その状況が分かるようにしたい。

(中山委員)

資料3の歴史公文書の選別に関する要綱第3条に、原則として歴史公文書とするものが三つ掲げられており、その一つに「昭和29年12月1日以前に作成し、又は取得した公文書その他の文書」とあるが、昭和29年12月1日は昭和の大合併の新しい出発の日である。12月1日を含めてその前の文書とするのか、それとも11月30日からと見るのか。合併した当日を含むのであればこの表記で良いが、どちらを意図しているのか。

(事務局)

これは12月1日当日も含めてである。合併当日までにあったものに関しては原則そのまま残そうと、それ以降の文書に関しては少し精査して残しましょうという意図である。

(田中委員長)

旧三町における町村合併も同じ(昭和29年12月1日)だろうか。

(事務局)

八幡は同じである。確か平田が遅かったと思う。

(田中委員長)

その整合性は大丈夫か。そこまで厳密でなくてもいいか。実際には無いものもかなりあるので。

(相原委員)

資料1の規則第21条で、「特定歴史公文書の閲覧又は視聴は、光丘文庫で行うものとする。」となっているが、これは今後の資料館などと公文書館が一緒になるまでの間という理解でよろしいか。

(事務局)

条例が施行される時点では光丘文庫でということ、その後の環境の変化によってはこの部分の改正が必要となってくる。

(相原委員)

それでは、今現在選別作業を行っている中町庁舎で、見るのも同じ建物でという認識でよろしいか。

(事務局)

その通りである。

(田中委員長)

まだ計画段階だが、将来的なイメージを紹介してもらいたい。

(事務局)

現在の構想では、今、光丘文庫が中町庁舎に、資料館が一番町にあるが、どちらも駐車場が狭いであるとか、土日開館できないだとかの課題を抱えており、総合文化センターの中央図書館が駅前ミライニへ移転した後、図書館跡地に資料館と光丘文庫、そして今協議している公文書を公開する場所である公文書館の機能も持たせて、令和6年度の当初から開館したいと考えている。令和4年度は設計、5年度で改修工事と考えている。

(田中委員長)

分量的にはどうか。図書館が移転した後の空きスペースと公文書の量としては。

(事務局)

公文書の整理作業もかなり進んできており、現在の文書量が段ボール箱で1千箱くらいで、棚を入れて並べていくとまだ余裕があるようである。ただ、どんどん増えていくものなので永久にそこで間に合うというものではないが、将来にわたって

ある程度は持ちこたえられると考えている。

(田中委員長)

その1千箱の中身というのは、内容は精査していないか。極端に言うと1枚ずつとか。

(事務局)

1枚ずつというわけではないが、今年の4月から選別作業を進める中で、中身を見ていないわけではない。簿冊単位で1行これは何の綴りという形で今目録を作成している。

(門松委員)

資料1の規則第20条で、「特定歴史公文書を保存する場所について、温度、湿度、照度等を適切に管理する・・・」とあるが、現在の保存状況はどうなっているのか。

(事務局)

現在、公文書を保管している場所というのが市内8か所ほどに分散保管されており、一番環境が良いのが光丘文庫の中の空調設備があって湿度も管理されている場所である。次が本庁舎の地下書庫である。あとは温度や湿度の管理が全くない廃校となった校舎の中で、例えば旧港南小とか旧五中とかである。場所によって環境はかなり異なるというのが実態である。

(門松委員)

例えば簿冊単位とかで保存する時に、いわゆる中性紙の袋とか、紙が劣化しないような形で、袋に簿冊ごとに分けて入れるということは行っていないか。

(事務局)

残念ながらそこまではやっていない。財政的な事情もあるので。

(門松委員)

紙質が悪い昭和初期くらいのものかだと読めなくなってしまう可能性もあるので。

(中山委員)

将来の閲覧等への対応は、光丘文庫の職員がやってくれるということによろしいか。

(事務局)

来年の4月以降は、光丘文庫又は総務課の職員が対応する。

(中山委員)

それでは数年後、こういった簿冊を見たいという時は、光丘文庫に全て集約されているということによいか。

(事務局)

総合文化センターの中に集約されている。

(田中委員長)

その他特に無ければ、次の(2)その他について事務局の説明をお願いします。

(2) その他

- ・文書管理規程の改正に係る包括承認について〔諮問〕
(事務局)

条例第35条第1項で、「文書管理規程の制定又は改廃の立案をしようとするときには、委員会に諮問しなければならない。」と規定しているが、規程中に出てくる課名や役職名の変更、引用する法令の改正に伴う条項ずれなど、実質的な内容の変更を伴わない形式的な改正については、あらかじめ委員会の了承をいただきたいというものである。

今後、当委員会については、毎年定期的に2回程度、廃棄する文書についての意見を求めるような開催となっていくと考えている。

これまでも年度末の組織改編や役職名の変更に伴い、概ね年1回一部改正が行われているが、直前まで分からないことが多く、定期の開催に合わせることも難しいことも考えられるため、事務の効率化のために提案するものである。

なお、こうした一部改正を行った場合には、直近の委員会で事後に報告することを想定している。

- ・保存期間を1年未満と設定した公文書の廃棄について〔諮問〕
(事務局)

条例第8条第2項で、「保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、第2条第3号の基準に適合するか否かについて本委員会の意見を聴かななければならない。」と規定している。

保存期間が1年未満の公文書については、事前に条例第2条第3号の基準に適合しないということについて承認いただき、それによって今後の公文書廃棄の際の意見照会の対象外として廃棄させていただきたいというものである。

保存期間を1年未満とした公文書については、先ほど説明したとおり、他に原本があったり、日常的な業務連絡など、歴史的に重要な資料が含まれているとは考えられない。これも事務の効率化の観点から提案するものである。

<質疑応答なし>

(田中委員長)

先ほど冒頭で触れたとおり、この協議事項は、酒田市公文書等の管理に関する条例第35条の規定により、当委員会に対し諮問されております。

ほかにご意見が無いようですので、(1)と(2)について、事務局案を妥当と認めてよろしいでしょうか。

<異議なし>

(田中委員長)

それでは、事務局案を妥当と認めます。事務局案が妥当と認められましたが、この協議事項については諮問という形で事務局から当委員会へ提案されておりますので、この決定内容をもって委員会としての答申に代えたいと思います。

なお、規則等の関係例規の内容に関して、今後、大きな内容の変更に当たらない

軽微な修正等があった場合、その取扱いについては、委員長にご一任いただきたい
と思いましたがいかがでしょうか。

<異議なし>

(田中委員長)

それでは、そのようにいたします。協議事項については、以上となります。

6 その他

- 公文書等整理作業の進捗状況について、資料4により事務局から説明を行った。
また、次回の委員会の開催日程、開催場所及び協議内容について説明を行った。

7 閉 会